

全てのひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の適用に関する意見書

寡婦（寡夫）控除は、配偶者と死別または離婚して、子どもを養育するひとり親に適用される所得控除であるが、未婚のまま子どもを養育しているひとり親には適用されていない。

本制度は、単に税制上の措置にとどまらず、地方公共団体の認可保育所の保育料、公営住宅の賃料の算定等さまざまな影響があり、未婚のまま子どもを養育しているひとり親には、より大きな負担となっている。

全ての子どもが健やかに成長することを支援するためには、親の婚姻歴の有無により負担に差異が生ずるべきでなく、子どもの成育環境に影響を及ぼすことがないよう制度の確立が望まれる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、税法の寡婦（寡夫）控除に関する規定を改正し、全てのひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} 宛（各 通）